平成２９年（フ）第７１４号
川崎市高津区二子２丁目17番64号　305
破産者　小沢　宏希
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
神奈川県座間市四ツ谷312番地の２　ア・ラ・モードＣ104号、申立時の住所神奈川県座間市新田宿124番地の１
破産者　田山　昌之
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６０号
長野県伊那市西春近6464番地４
破産者　北林　正和
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２８３号
静岡県浜松市西区雄踏町山崎25番地の１
破産者　金子　征充
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
京都市伏見区向島上林町１番地70、前住所京都市伏見区向島上林町７番地３　第三芳月ハイツ11号
破産者　北原　宏明
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字二階下10番地２　105号
破産者　西村工務店こと　西村　嘉人
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
京都市下京区高倉通仏光寺上る西前町367番地８　マンションチトセ　302
破産者　別所　充浩
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
京都市北区上賀茂岩ケ垣内町29番地　藤井マンション２号
破産者　ラーメン赤心こと　加葉田馨三
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
京都府木津川市南加茂台11丁目３番地19
破産者　土居　大助
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
京都市右京区西院久田町36ソーシア西院201号室、住民票上の住所京都府長岡京市高台３丁目11番地２
破産者　小池　　清
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５８８号
京都市山科区御陵久保町70番地３　ベルビュウ御陵201号
破産者　安田　佳枝
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
大阪市北区本庄西２丁目22―５　エスヴィール北梅田304号室、住民票上の住所大阪市北区本庄西２丁目１番32―401号
破産者　木原　**禮**子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６７１号
京都府長岡京市野添１丁目４番13号
破産者　森田　裕司
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８２０号
京都市南区久世大藪町177番地１　ライオンズマンション桂川久世204
破産者　橋本美智子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８９８号
京都市西京区山田上ノ町１番地　フォンテーヌ竹宇　101、前住所京都市西京区松室地家町15番地18　レオネクストＭＡＴＳＵＯ203
破産者　大野　良樹
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９１４号
京都府宇治市折居台４丁目１番地の168
破産者　石橋　眞一
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２４号
京都市中京区壬生朱雀町４番地１　ノアーズアーク京都朱雀　701号
破産者　中島　　勝
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９８５号
京都府宇治市五ケ庄岡本28番地の９
破産者　荻野小知子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係